



第5章 施策の推進に向けて

1 施策の推進体制

(1) 全庁的な推進体制

知事部局、教育委員会、警察本部により構成する「山形県子ども・若者育成支援推進本部」を設置し、本計画に掲げた施策を総合的に推進します。

(2) 審議会等による有識者、県民意見の反映

有識者等で構成される「山形県青少年健全育成審議会」をはじめ、当事者である子ども・若者自身も含めた県民の意見を収集し、施策の推進に反映するよう努めます。

(3) 関係機関、団体、NPOとの連携、協力

子ども・若者育成支援に関する施策は、教育、保健、医療、福祉、雇用、矯正・更生保護等の各分野にわたります。子ども・若者支援地域協議会をはじめ、NPO、民生委員・児童委員、ボランティア、若者グループ、青少年健全育成団体等とのネットワークの充実強化を図ります。

(4) 市町村との連携推進

市町村における子ども・若者の育成支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、地域の課題や社会資源を共有するなど、市町村との連携を図りながら支援を推進します。

2 周知・広報

(1) 広報啓発と情報提供

子ども・若者の育成支援に関する県民の理解や協力を促進するための取組みを推進するとともに、子どもや若者に届きやすく、わかりやすい情報提供を実施します。

(2) 情報の収集と発信

政府の動向、県外の先進事例に関する情報の収集、課題や実態の把握を行うとともに、本県の子ども・若者支援施策に関する情報の発信に努めます。

3 施策の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、施策の推進状況を把握し、報告書としてとりまとめ、公表するとともに、「山形県青少年健全育成審議会」に報告し、審議会からの提言や意見等を効果的な施策の推進に反映させていきます。

社会情勢や状況変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。